

## 「四半期決算に係る適時開示の見直し、I F R S任意適用を踏まえた上場制度の整備等について」 に基づく有価証券上場規程等の一部改正について

平成22年6月29日  
株式会社東京証券取引所

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、平成22年6月30日から施行します（詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、昨年9月に公表した「上場制度整備の実行計画2009」に基づき、効果的かつ効率的なディスクロージャーを実現する観点から、四半期決算に係る適時開示について見直しを行い、また、本年3月期決算から国際会計基準（I F R S）の任意適用が認められたことに対応した上場制度の整備を行うほか、上場会社のコーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備の一環として、支配株主との重要な取引を行う場合について、一定の手続きの実施を求めるなど、有価証券上場規程等の一部改正を行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

### 記

#### I 改正概要

(備 考)

##### 1. 四半期決算等に係る適時開示の見直し

###### (1) 四半期決算に係る開示様式の明確化

- 上場会社は、四半期決算の内容が定まった場合の開示について、当取引所所定の様式により行うものとします。

・有価証券上場規程（以下「規程」という。）第404条

###### (2) 決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化

- 上場会社は、既に開示した決算内容について、当該決算に係る法定開示書類の提出前に訂正すべき事情が生じた場合、投資者の投資判断上重要な訂正である場合を除き、法定開示書類の提出後遅滞なく当該訂正の内容を開示すれば足りるものとします。

・規程第416条第2項

###### (3) 決算内容に関する補足説明資料の公平な提供

- 上場会社は、決算内容に関する補足説明資料を作成し投資者に提供する場合には、公平に行うよう努めるものとします。

・規程第452条

##### 2. 国際会計基準（I F R S）任意適用会社対応

###### (1) 上場審査基準における取扱い

- 任意適用会社に対する純資産の額及び利益の額に係る基準については、I F R Sによって作成した連結財務諸表に基づいて算定

・有価証券上場規程施行規則（以下「施行規則」

<p>される純資産の額及び利益の額を基に算出する額を用いることとします。</p>	<p>という。)第212条第5項第1号等</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>任意適用会社に対しては、最近5年間の連結財務諸表のうち、少なくとも最近2年間はIFRSで作成したものの提出を求めることとします。</li> </ul>	
<p>(2) 適時開示における取扱い</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>任意適用会社が行う適時開示に係る軽微基準については、「経常利益」に係る基準は適用せず、「当期純利益」に係る基準については「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第401条第1項等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>任意適用会社が行う業績予想については、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益についての修正を適時開示の対象とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程第405条第1項</li> </ul>
<p>(3) 上場廃止基準等における取扱い</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>任意適用会社に対する債務超過に係る上場廃止基準及び指定替え基準の適用にあたっては、IFRSと日本基準との会計基準上の差異により不利益な取扱いとならないよう特例を設けることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第311条第5項第1号a等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>任意適用会社に対する不適当な合併等に係る基準の適用については、「経常利益」の代わりに「親会社の所有者に帰属する当期利益」を用いることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第601条第8項第2号b(d)等</li> </ul>
<p>3. コーポレート・ガバナンス向上に向けた環境整備</p>	
<p>(1) 支配株主による権限濫用を防止するための施策の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、支配株主と利害関係のない者による、当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程第441条の2第1項</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は、支配株主と重要な取引等を行う場合は、必要かつ十分な適時開示を行うものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規程第441条の2第2項</li> </ul>
<p>(2) 議決権行使を容易にするための環境整備の拡充</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社は、「議決権行使を容易にするための環境整備」として、実質的な株主による指図権の行使を容易にするための環境整備を行うよう努めるものとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第437条第5号</li> </ul>
<p>4. その他</p>	
<p>(1) 適時開示に係る軽微基準の連結ベースへの見直し</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>上場会社が連結財務諸表提出会社である場合の適時開示に係る軽微基準については、連結財務諸表における数値(連結売上高等)を用いることとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第401条第1項第2号a(a)等</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>インサイダー取引規制上の重要事実に該当する会社情報について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施行規則第401条第</li> </ul>

- ては、適時開示が必要であることを明確化します。
- (2) 適時開示に係る宣誓書制度の見直し
- ・ 上場会社に提出を求めてきた「適時開示に係る宣誓書」については、当取引所の定める諸規則の遵守を確認する書類（確認書）に改めることとし、提出時期を新規上場時及び代表者の異動時に限ることとします。
- (3) その他
- ・ その他所要の改正を行うものとします。

1項第2号a(e)等

・ 規程第204条第11項第1号等

## II 施行日

- ・ 平成22年6月30日から施行します。
- ・ 1. (1) の四半期決算に係る開示様式の明確化に関する規定については、施行日以後最初に終了する四半期決算に係る開示から適用するものとします。
- ・ 1. (2) の決算発表資料の軽微な訂正に係る取扱いの明確化に関する規定については、施行日以後最初に終了する通期決算又は四半期決算に係る開示から適用するものとします。
- ・ 2. (1) の上場審査基準における取扱いに関する規定については、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用するものとします。
- ・ 改正前の規定に基づき「適時開示に係る宣誓書」を提出した発行者は、施行日以後に当該宣誓書に署名を行った代表者等の異動について決議又は決定を行った場合は、当取引所所定の「確認書」を提出するものとします。

以 上